

については、道路管理者とみなす。

(海岸法の特例)

第二十二条 主務大臣（海岸法第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、緊急対策実施計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事であつて、関係都府県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「緊急海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）であるその関係都府県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により緊急海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者である前項の関係都府県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する緊急海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、海岸管理者である第二項の

関係都府県知事が自ら当該緊急海岸工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により海岸管理者に代わつてその権限を行う主務大臣は、海岸法第五章の規定の適用について、海岸管理者とみなす。

(地すべり等防止法の特例)

第二十三条 主務大臣（地すべり等防止法第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、緊急対策実施計画に基づいて行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事であつて、関係都府県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「緊急地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、その関係都府県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により緊急地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めることにより、前項の関係都府県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する緊急地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、第二項の関係都府県知事が自ら当該緊急地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により都府県知事に代わってその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、都府県知事とみなす。

(河川法の特例)

第二十四条 国土交通大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）、二級河川（同法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第五項において同じ。）又は準用河川（同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項において同じ。）の改良工事であつて、当該河川の改良工事を施行すべき関係都府県知事又は関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）が統括する特定地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるも

のとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「緊急河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の関係都府県知事又は関係市町村長の要請に基づいて行うものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により緊急河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の関係都府県知事又は関係市町村長に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する緊急河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の特定地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該特定地方公共団体の長が自ら当該緊急河川工事を施行することとした場合に国が当該特定地方公共団体に交付すべき負担金若しくは補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により二級河川又は準用河川の河川管理者（河川法第七条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、同法第七章（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。

(急傾斜地崩壊防止法の特例)

第二十五条 國土交通大臣は、緊急対策実施計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事であつて、関係都府県における当該急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、緊急対策の推進のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が國土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項から第五項までにおいて「緊急急傾斜地崩壊防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の関係都府県の要請に基づいて行うものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により緊急急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、その関係都府県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 急傾斜地崩壊防止法第十三条第二項の規定は、國土交通大臣が第一項の規定により緊急急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合については、適用しない。

5 第一項の規定により國土交通大臣が施行する緊急急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の関係都府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該

緊急急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該関係都府県に交付すべき補助金又は交付金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6 第三項の規定により都府県知事に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地崩壊防止法第五章の規定の適用については、都府県知事とみなす。

（津波災害特別警戒区域の特例）

第二十六条 緊急対策実施計画の区域内に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十二条第一項の規定により指定された津波災害特別警戒区域があるときは、当該津波災害特別警戒区域を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域とみなして、集団移転促進法の規定を適用する。

第五章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等

（特定緊急対策事業推進計画の認定）

第二十七条 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区

域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業（緊急対策実施計画に記載された事業で、次節の規定による特別の措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定緊急対策事業推進計画の区域
- 二 特定緊急対策事業推進計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
- 四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項
- 五 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするとときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聽かなければならぬ。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この節において単に「申請」という。）をすることについての提案をることができる。

一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十四条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項につい

て当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第三項の規定により聽いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、

その認定をするものとする。

一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。

二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における南海トラフ巨大

大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第二十九条までにおいて単に「認定」という。）をしよ

うとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該

特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第二十八条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならぬ。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定推進計画の変更）

第二十九条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第二十七条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第三十条 内閣総理大臣は、第二十七条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第三十一条 内閣総理大臣は、認定推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第三十二条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十七条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第二十七条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第三十三条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地震防災対策推進協議会)

第三十四条 特定地方公共団体は、第二十七条第一項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地震防災対策推進協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 前項の特定地方公共団体

二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施

に関し密接な関係を有する者

二 その他当該特定地方公共団体が必要と認める者

4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たつては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に對して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定める

ところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対し、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置

(建築基準法の特例)

第三十五条 特定地方公共団体が、第二十七条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業（特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。）を定めた特定緊急

対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三十五条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十七条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域

(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第三十六条 特定地方公共団体が、第二十七条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。）内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。）を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十七条第二項第六号に掲げる事項として、当該特別用途地区緊急防災建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものと

する。

(公営住宅法等の特例)

第三十七条 特定地方公共団体が、第二十七条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、移転者公営住宅等供給事業（特定緊急対策事業推進計画の区域内において実施される集団移転促進事業その他国土交通省令で定める事業の実施に伴い移転が必要となつた者（次条において「移転者」という。）に公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十二号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）又は改良住宅（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅をいう。）を賃貸する事業をいう。以下同じ。）を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該移転者公営住宅等供給事業については、次条及び第三十九条の規定を適用する。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十七条第二項第六号に掲げる事項として、移転者公営住宅等供給事業の期間を定めるものとする。

第三十八条 前条第一項の認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に定められた移転者公営住宅等供給事業

に係る公営住宅又は改良住宅に入居しようとする移転者については、当該特定緊急対策事業推進計画に記載された同条第二項の期間が満了する日までの間、公営住宅法第二十三条第二号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

第三十九条 第三十七条第一項の認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に定められた移転者公営住宅等供給事業に係る公営住宅若しくは当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設又は改良住宅に対する同法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに公営住宅法附則第十五項の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に」とあるのは「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施に要する費用に」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経

過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第四十条 特定地方公共団体が、第二十七条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもつて、同法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第六章 緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置

第一節 緊急集団移転促進事業計画の作成等

(緊急集団移転促進事業計画)

第四十一条 関係市町村は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該関係市町村の存する関係都府県（以下この章において単に「関係都府県」という。）と共同して、緊急集団移転促進事業（緊急対策実施計画に記載された集団移転促進事業で、この章に規定する特別の措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「緊急集団移転促進事業計画」という。）を作成することができる。

2 緊急集団移転促進事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 緊急集団移転促進事業計画の区域（以下「計画区域」という。）

二 緊急集団移転促進事業計画の目標

三 緊急集団移転促進事業に係る土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの）をいう。第四十四条及び第四十五条第一項において「土地利用方針」という。）

四 緊急集団移転促進事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

五 緊急集団移転促進事業計画の期間

六 その他緊急集団移転促進事業の実施に関する必要な事項

3 緊急集団移転促進事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、集団移転促進法第三条第二項各号に掲

げる事項（第四十六条第二項の規定により読み替えて適用する集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項を含む。以下同じ。）を記載することができる。

4 関係市町村（当該関係市町村が関係都府県と共同して緊急集団移転促進事業計画を定める場合（以下「共同作成の場合」という。）にあつては、当該関係市町村及び関係都府県。以下「関係市町村等」という。）は、次条第一項の緊急集団移転促進事業推進協議会が組織されている場合において、緊急集団移転促進事業計画に前項に規定する集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、次条第五項の会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、第四十三条第二項ただし書の会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

5 関係市町村等は、次条第一項の緊急集団移転促進事業推進協議会が組織されていない場合又は第四十三条第二項ただし書の会議における協議が困難な場合において、緊急集団移転促進事業計画に第三項に規定する集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項を記載しようとするとときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議を

し、その同意を得なければならない。

6 前項の規定により関係市町村が第三項に規定する集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項について国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を関係都府県の知事（以下この章において「関係都府県知事」という。）に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた関係都府県知事は、当該事項を緊急集団移転促進事業計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。

7 国土交通大臣は、第四項又は第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。

8 関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第二項に規定する集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項が記載された緊急集団移転促進事業計

画が前項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る集団移転促進事業計画（同条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下同じ。）が同条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。

11 第四項から前項までの規定は、緊急集団移転促進事業計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（緊急集団移転促進事業推進協議会）

第四十二条 関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画及びその実施に關し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、緊急集団移転促進事業推進協議会（以下この節において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 関係市町村長

二 関係都府県知事

三 国土交通大臣